

鳥栖市長から都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和 8 年 10 月 2 日

佐賀県知事      山      口      祥      義

1    都市計画の種類及び名称

鳥栖基山都市計画下水道    鳥栖市公共下水道

2    縦覧場所

佐賀県県土整備部下水道課